

# 関東ろう連盟規則等管理規程

1. 目的  
この管理規程は関東ろう連盟（以下本会）において必要とされる規則の定義を定め、上位関係作成手順などを明確にするものである。
2. 規則の意味  
広義の意味で規則（rule）は 諸々の事項を規定した会則、規約、規程、規則等を総称していう。
3. 本会では規則の種類と説明および順位を表1のように定める。

表1 規則の種類と説明

	種類	説明と改訂の方法
1	会 則 Constitution	・ 本会の目的・組織・業務などを定めた根本規則とする。 ・ 理事会で <b>制定、改定</b> し、評議員会の特別議決を得る。
2	規 約 bylaw	・ 本会の活動方針を実施するために必要となる組織の目的、組織、業務などを定めた規則とする。 ・ 理事会で <b>制定、改定</b> し、または <b>理事会の助言</b> を受け、評議員会の特別議決を得る。
3	規 程 stipulation	・ 会則に定められた事項の運用細則ないし事務的事項を定め、本会の業務運営、事業執行に関して <b>定めた規則</b> とする。 ・ 理事会で <b>制定、改定</b> し、評議員会に報告する。
4	規 則 regulation	・ ある組織内でのみ有効な規則として執行上に必要な事項を <b>定めた内規</b> であり、理事会、専門部、委員会単位で設けることができる。 ・ 該当組織で <b>制定、改定</b> し理事会に報告する。
5	基 準 Criteria	・ 大会等、開催に当たって必要最低限の事項をまとめたもの ・ 該当組織で <b>制定、改定</b> し理事会に報告する。
6	要 項 Outline	・ 大会などを開催するに当たって対外的に目的、開催期日など重要事項をまとめたもの。 ・ 該当組織で作成し理事会に報告する。

4. 規則等の制改定に当たっては下記のように議決しなければならない
  - (1) 特別議決事項  
評議員会の議決事項のうち、評議員数の2分の1以上の出席（委任状も出席とみなす）により会議を開き、特に重要な事項については出席評議員の3分の2以上の同意を得て**議決する事項**  
**会則、規約に適用する。**
  - (2) 普通議決事項  
評議員数の2分の1以上の出席（委任状も出席とみなす）により会議を開き、出席評議員の2分の1以上の同意を得て決する事項。
5. 関東ろう連盟の規則の管理については毎年度の最終の理事会において管理表で明確にする。

付則 この規程は 2015年3月25日理事会で制定し実施する。  
改定 2016年4月24日理事会において改定実施する。